

## 令和2年 第3回 浜松市農業委員会総会議事録

### 1. 開催日時 場所

令和2年3月16日(月) 午後1時30分 浜北区役所3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 松島好則 田中照明 原田博示 松尾康弘 橫井利治  
鈴木克育 衿田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 高井孝平  
後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典  
伊藤安子 小柳守弘 鈴木要  
欠席： 中島雅弥 衿田正保 藤村猪三

### 3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穰 齋藤和也 石田潤司 河村幸一郎 吉山和志  
富永幹人 鈴木健吾 加茂真也

### 4. 審議事項

第14号議案 農地法第3条の規定による許可について  
第15号議案 農地法第4条の規定による許可について  
第16号議案 事業計画変更承認申請について(目的変更)  
第17号議案 農地法第5条の規定による許可について  
第18号議案 非農地証明について  
第19号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る  
特例農地等の利用状況の確認について  
第20号議案 農用地利用集積計画の決定について

### 5. 報告事項

報第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報第18号 買受適格証明願について(5条届出公売)  
報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第20号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について  
報第21号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
報第22号 農地の地目変更登記に係る報告について  
報第23号 農業用施設証明について

### 6. その他

## 議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、只今から、令和2年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますけれども、定数24名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。欠席委員は、議席番号2番の中島雅弥委員、6番の袴田正保委員、14番の藤村猪三委員でございます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。第3回の総会にお集まりいただきありがとうございます。今月の挨拶はやはり新型コロナウイルスということで、みなさんもご存じのようにマスク等で連日報道しております。1月末頃は個人的には対岸の火事という感じでしたが、それから急速に感染者が増え、亡くなった方もいらっしゃいます。現在は世界中に広がりイタリアなどは大変なことになっていますし、アメリカも危機感を持ち対策をしているようです。日本だけでなく世界中で大変なことになっていると思います。その中で本日の総会ですが、参加者にマスク着用や体調不良の方は欠席するなどをお願いしておりますが、私も家を出る前に体温を測ってきました。私は35.9度と平熱でございますのでご安心ください。今は会議も気を付けて行わないといけないと思っております。事務局からは農業委員のマイク使用を取りやめ、ICレコーダーの数を増やして対応するとの連絡がありました。今回はマイクを使用しませんので、話す際には大きな声でお願いしたいと思います。また、本日は報告事項の際に、浜名・北浜地区の小杉委員より、私達農業委員の一丁目一番地の仕事のひとつである農地利用の取組みについて報告があります。地区調査会と認定農家の方との話し合いについてとなります。非常に上手くいった案件となりますので、是非みなさんは良く聞いていただき、今後の活動の参考にしていただければと思っております。簡単でございますが、挨拶と代えさせていただきたいと思います。

それでは、只今から、令和2年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
( 異議なし )

議長 それでは、議席番号22番の伊藤安子委員、議席番号23番の小柳守弘委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第14号議案農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。  
( 議案の表紙を読み上げる )

鈴木健 今月の申請案件は、地区積志、整理番号38番外15件でございます。申請の内訳でご

鈴木健 ざいますが、所有権移転の売買に係る案件が 8 件、贈与に係る案件が 3 件、交換に係る案件が 2 件、区分地上権が 3 件でございます。

それでは、整理番号に丸を付した案件について説明いたします。まず、委員該当案件がありますので、よろしくお願ひします。

議 長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、後藤委員にはご退室をお願いします。

( 後藤委員 退室 )

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

鈴木健 それでは、委員該当案件を説明いたします。

議案 3 ページ、地区三ヶ日、整理番号 47 番、48 番をお願いします。同一申請者同士による交換の案件ですので併せて説明いたします。申請人は、北区三ヶ日町日比沢の [REDACTED] 70 歳と、北区三ヶ日町本坂の [REDACTED] 61 歳です。[REDACTED] と [REDACTED] はともに三ヶ日町でみかんを耕作しておりますが、それぞれの営農地に隣接する申請地を交換し、営農の効率化を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は、47 番は [REDACTED] に位置し、48 番は [REDACTED] に位置する農地で、取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果について、私からご報告申し上げます。

整理番号 47 番、48 番について、調査会では特に問題ございませんでしたということです。

只今の事務局説明、調査会の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

( 質疑なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 14 号議案農地法第 3 条の規定による許可についてのうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

それでは、後藤委員はご入室をお願いします。

( 後藤委員 入室 )

議 長 それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

鈴木健 議案 3 ページ、地区鏡玉、整理番号 50 番をお願いします。譲受人は昨年 12 月に浜北区新原に新たに会社を設立した農地所有適格法人 [REDACTED] です。代表取締役の [REDACTED] は個人で植木、造園業を営んできましたが、今回法人化し、個人の所有農地を法人に所有権移転するため申請に至りました。申請地は、[REDACTED] [REDACTED] に位置しております。取得後は植木を作付けしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を取得するため、浜松市農地法第 3 条に係る許可基準第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただ

鈴木健 く条件を付してまいります。

続きまして、議案 4 ページ、地区天竜、整理番号 53 番でございます。譲受人は天竜区西雲名の [REDACTED] 65 歳です。譲受人の [REDACTED] は 30 年程前から申請地の近くに居住しており、譲渡人と共同で農地を管理してきましたが、譲渡人が高齢で耕作が困難になったため、この度、[REDACTED] が農地を取得し、耕作を続けていくことになりました。申請地は、[REDACTED] にある申請人の自宅周辺に位置する農地です。取得後は夫婦で茶、梅を作付けしていく計画でございます。この案件につきましても、農地台帳登載申請と同時に農地を取得するため、浜松市農地法第 3 条に係る許可基準第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

整理番号 38 番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 39 番から 41 番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 整理番号 39、40、41、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 42 番について、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 整理番号 42 番庄内地区ですけれども、こちらは営農型太陽光の更新の手続きということで、3 年前から営農型を始めた所ですが、現在下には榦が植わっています。私も現地を見て来まして、小さいもので 120 cm 位、大きなもので 2m 位とバラついた形でした。また、途中で枯れたものは植え替えてありました。草刈りも年に 3 回してあるということと、今回も草刈りされてありました。特に問題はないということです。

議 長 整理番号 43 番について、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 整理番号 43 番について、調査会で検討しましたが、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 44 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 44 番について、調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 45 番、46 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 整理番号 45、46 の 2 件について、調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 49 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 整理番号 49 番、地区調査会において協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 50 番から 52 番までについて、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 いずれも問題ありません。

議 長 整理番号 53 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 整理番号 53 番ですけれども、新規就農ということで呼び出し案件でしたが、本人の

鈴木英 意欲も伺いました、調査会では問題ありませんでした。

議 長 はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてのご発言のある方は挙手をお願いします。

( 森島委員 挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 営農型太陽光の更新についてですが、小さいもので 120 cm、大きいもので 2m 位と 3 年間でこれほど生長するケースは稀な程優秀だと思います。そういった評価を事務局でされたか伺いたいと思います。

議 長 はい、事務局。

木 下 こちらは現地調査をしました。太陽光の設置者は [REDACTED] ですが、土地の管理は地主さんと息子さんが行っているということで、まめに圃場に入っていて営農管理もしっかりとしていましたので、大変優秀な事例だと思っております。

森 島 それはいいんですが、成果として立派なものだと事務局が理解しているのか、評価がばらばらだと困るので確認しておきたいです。

木 下 成果として大変優秀な事例だと評価しております。

森 島 わかりました。

議 長 他にございますでしょうか。

( 質疑なし )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 14 号議案農地法第 3 条の規定による許可についてのうち、只今の委員非該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 15 号議案農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 5 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

鈴木健 今月の申請案件は、地区和田、整理番号 18 番、外 9 件でございます。転用目的別の内訳は、住宅関連が 5 件、農業用施設が 1 件、駐車場が 1 件、貸駐車場が 2 件、太陽光発電が 1 件でございます。また、農地区別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 7 件でございます。なお、是正案件は、整理番号 19 番、27 番です。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

整理番号 18 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでしたということです。

議長 整理番号 19 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願ひします。

鈴木克 19 番について、調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 20 番から 22 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願ひします。

根木 整理番号 20 番、21 番、22 番 3 件につきまして、地区調査会で検討した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号 23 番、24 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願ひします。

後藤 整理番号 23 番、24 番について、地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議長 整理番号 25 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願ひします。

小杉 整理番号 25 番、地区調査会において協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 26 番、27 番について、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森島 いずれも問題ありません。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてご発言のある方は挙手をお願いします。

( 質疑なし )

議長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。第 15 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 16 号議案事業計画変更承認申請についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 7 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

鈴木健 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をするとできるとされております。

今月の申請は、許可期間を延長する目的変更が 1 件でございます。地区芳川、整理番号 2 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED] でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、申請地近隣での公共工事のための現場事務所、資材置場として、令和元年 12 月から令和 2 年 2 月まで一時的に申請地を転用する計画でしたが、その後、工事現場を掘削するにあたり、現場付近の電柱が倒れないよう先に電柱を移設することとなり、令和 2 年 6 月までの 4 か月間の期間延長を申請するものです。申請地は、[REDACTED] のところに位置する農地でございます。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。排水計画について、雨

鈴木健 水は自然浸透とし農地境には見切りを設置する計画となっていること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 16 号議案事業計画変更承認申請については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 17 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 9 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

石川 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 164 番外 88 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、住宅関連が 47 件、事業用の建物関連が 10 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 9 件、一時転用が 6 件、太陽光発電が 13 件、営農型太陽光発電が 4 件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 8 件、第 1 種農地が 7 件、第 2 種農地が 22 件、第 3 種農地が 52 件でございます。なお、是正案件は、整理番号 182 番、231 番、241 番、244 番です。

それでは、整理番号に丸を付した案件について説明いたします。まず、委員該当案件がありますので、よろしくお願いします。

議長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、松尾委員にはご退室をお願いします。

( 松尾委員 退室 )

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

石川 それでは、委員該当案件についてご説明いたします。

議案 13 ページ、地区庄内、整理番号 189 番をお願いします。西区平松町の畠、面積 839 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED]

[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に及んだものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、340W の太陽光パネル 212 枚を設置し、発電能力が 72.08kW となる発電設備を設けるものでございます。設備の配置計画から見て、転用規模は適当と思われます。申請地の周囲にはフェンス及び土堰堤を設ける計画であり、雨水は敷地内で貯留して自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を令和元年 12 月 10 日付けで受けてい

石川 ること、中部電力への接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。申請地の選定の際に代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果について、私からご報告申し上げます。

整理番号 189 番について、調査会では特に問題ございませんでしたということです。

只今の事務局説明、調査会の報告について、発言のある方は举手をお願いします。

( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見もないようですので、第 17 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてのうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

それでは、松尾委員はご入室をお願いします。

( 松尾委員 入室 )

議長 それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

石川 議案 10 ページ、地区中ノ町、整理番号 172 番、11 ページ、173 番をお願いします。

整理番号 172 番は売買による所有権移転、173 番は賃借権の設定であり、権利の種類が異なるため、整理番号を分けておりますが、同一の転用事業であるため併せて説明いたします。東区白鳥町の田 4 筆、畑 3 筆、合計面積 5,509 m<sup>2</sup>について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。近年、浜松営業所の受注増加に伴い、事業用トラックを増車することとなり、また、既存駐車場には荷捌き場を設けるため、新たに事業用トラック用、従業員用の駐車場が必要になり、申請にいたったものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、東区役所を中心に半径 800m 以内の、宅地面積の割合が 40% を超える区域の農地であることから、第 2 種農地であると判断いたしました。事業計画は、64 台収容の事業用、従業員の駐車場、緑地、調整池等を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適當と思われます。排水計画は、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

次に、議案 17 ページ、地区三方原、整理番号 213 番をお願いします。北区三幸町の畑 3 筆、8,488 m<sup>2</sup>について、倉庫を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] [REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。受注が増加し、既存の倉庫では手狭となつたため、申請地に倉庫を新設し、今後の更なる受注の増加に対応したく、申請に至つ

石川 たものでございます。申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、県道の沿線の区域内に流通業務施設を設けるものであり、第 1 種農地の不許可の例外規定である、特別な立地条件を必要とする事業に該当するものであります。事業計画は、倉庫、ポンプ室、32 台収容の駐車場、緑地、調整池、付替水路を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ、既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て既設水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。申請地の選定に際し、代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区細江、整理番号 219 番をお願いします。北区細江町気賀の畠 4 筆、7,560 m<sup>2</sup>について、残土処分場としたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。河川防災事業に伴う掘削工事により発生する残土を、現在耕作放棄地となっている申請地に埋め立て、事業完了後には優良な農地へ転換したく、3 年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。申請地の内、細江町気賀 [REDACTED] と [REDACTED] は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。また、[REDACTED] と [REDACTED] は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当します。事業計画では、地目山林の併用地を含めた全体計画区域 21,779 m<sup>2</sup>について、県道細江舞阪線からの進入路を設ける南側から北側へ向かい、13%から 20% の勾配で残土を埋め立てていき、総埋立土量は 27,245 m<sup>3</sup>を予定しております。また、事業完了後には近隣の認定農業者が申請地を借り受け、みかんを耕作する旨の耕作管理計画書が添付されております。申請地には、土砂流出を防ぐための堰堤と沈砂池を設ける計画であること、雨水排水は、素掘りの水路を整備して沈砂池を経て河川へ制限放流する計画であること、周囲には防護柵、鍵付きの門扉を設置する計画であることから、周辺への影響は軽微であると判断いたしました。また、土採取事業事前審査意見書に対する措置報告書の提出がされており、地元自治会や近隣の学校との協議も完了しています。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして議案 20 ページ、地区北浜、整理番号 236 番でございます。浜北区永島の畠、5,753 m<sup>2</sup>について、砂利採取事業を行いたいという申請です。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、主に [REDACTED] を行っています。この度、良質の砂利採取

石川 が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に及んだものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED] のところに位置する農用地区域内の農地でございます。審査したところ、本転用事業は農用地区域内農地の不許可の例外規定にあたる一時転用に該当する転用事業であること、事業計画では、申請地を砂利採取場として使用し、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 3,550 m<sup>2</sup>、最大掘削深が 10m、総掘削量は 14,170 m<sup>3</sup>を予定しております。工事期間中は、5m の保安距離を確保し、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、土地所有者がジャガイモ、キャベツ、ダイコン、ネギ、サツマ芋、水稻を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けたこと、地元自治会との協議が完了していること、事業中の安全対策については、近隣の学校と事業着手の概ね 1か月前までに協議し、学校を通じて生徒等に注意喚起をする予定であることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 22 ページ、地区赤佐、整理番号 249 番をお願いします。浜北区尾野の田 8 筆、9,990 m<sup>2</sup>について、物流倉庫を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を當む法人です。近年、受注が増加し、現在浜北区中瀬にある営業所が手狭となったため、交通の便の良い本申請地に営業所を移転するための申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、鉄道の駅から概ね 500m 以内の区域にあることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、倉庫、58 台収容の駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には、見切工を行う計画であること、排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたしました。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

整理番号 164 番、165 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 整理番号 164 番、165 番ですが、164 番は呼び出し案件ということで事業者の説明を受けまして調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号 166 番から 171 番までについて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員が欠席されておりますので、私からご報告いたします。

調査会では特に問題ありませんでしたということです。

整理番号 172 番から 177 番までについて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議長 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

整理番号 178 番から 181 番までについて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議長 整理番号 182 番から 184 番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 整理番号 182 から 184、調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 185 番から 187 番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでしたということです。

議長 整理番号 188 番と 190 番から 192 番までについて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松尾 整理番号 188 番と 190 番、191 番、192 番、地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 193 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 193 番について、調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 194 番から 202 番までについて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 整理番号 194 番から 202 番までの 9 件につきまして、調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 203 番から 205 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木 整理番号 203 番から 205 番までの 3 件につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 整理番号 206 番から 216 番までについて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 整理番号 206 番から 216 番までの 11 件、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 整理番号 217 番、218 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 整理番号 217 番、218 番 2 件につきまして、調査会で審議しました結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 219 番から 222 番までについて、細江地区調査会の藤村委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでしたということです。

整理番号 225 番から 236 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 整理番号 225 番から 236 番の 12 件について、地区調査会において協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 237 番から 251 番までについて、中瀬・赤佐・鎌玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森島 242 番でございますが、申請が遅れてそろそろ終わろうかという頃になってからの申請でした。実に悩ましい審議でしたが、事情を聞けばさもありなんということですが、言葉に表すと問題ありませんでしたとなるのですが、行政書士を通じて今後このようなことがないように伝えました。調査員のみなさん方も悩み多い案件であったと思いますが、問題なかったと言わざるを得ない案件です。それ以外は私達の審議の中では問題ありませんでした。

議長 整理番号 252 番について、春野地区調査会の水崎委員からお願ひします。

水崎 整理番号 252 番、地区調査会で審議の結果、特に問題はありませんでした。

議長 整理番号 253 番、254 番について、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願ひします。

井上 整理番号 253 番、254 番ですが、地区調査会で審議の結果、特に問題はありませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての発言のある方は挙手をお願いします。

( 森島委員 挙手 )

議長 はい、森島委員。

森島 駐車場の案件ですが、中ノ町の 172 番が駐車台数 64 台で約 5,500 m<sup>2</sup>、三方原の 213 番が 32 台で約 8,700 m<sup>2</sup>となっていて、台数の間にアンバランスがあると思います。浜北のケースで言うと、58 台で約 10,000 m<sup>2</sup>。審査基準には合致していると思うのですが、単純に台数と面積を比較してこの数字だけ見ると違和感があります。事務局のみなさんの感覚はどのようなものか伺いたいと思います。

議長 事務局、説明をお願いします。

木下 まず中ノ町の案件ですが、大型のトラックということで 1 台当たりの面積が大きくなっています。三方原の案件は、流通業務施設ということで駐車場以外の施設もありますので面積が大きくなっています。こちらも大型車両が駐車する予定です。

森島 どちらも大型車と書いてありますが、大型でも様々な大きさがあるために面積の比率が違っているのですか。

木下 三方原の案件は倉庫敷地も入っているので比率は違ってきます。

森島 浜北の 249 番はどうですか。

木下 浜北の 249 番も流通業務施設となりまして、純粋な駐車場敷地は 1,002.77 m<sup>2</sup>となり、1 台当たりの面積を計算すると基準以内となっております。

森島 わかりました。後で確認します。

議長 その他ございますでしょうか。

( 質疑なし )

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 17 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてのうち、只今の委員非該当案件につきましては、原案どおり承認すること

議長 にご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 18 号議案非農地証明についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 25 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

今回の申請案件は、地区中央、整理番号 2 番外 6 件でございます。

それでは、地区中央、整理番号 2 番及び 3 番についてご説明いたします。整理番号 2 番は中区和合町の [REDACTED]、千葉県八千代市の [REDACTED] の共有での申請、3 番は [REDACTED] の単名での申請で、整理番号を分けておりますが、隣接した土地であるため併せてご説明いたします。申請地は、中区和合町 [REDACTED] で、[REDACTED]

[REDACTED] に位置しております。登記地目はいずれも田、現況は山林、申請面積は 2 筆合計で 981 m<sup>2</sup> でございます。平成 2 年に相続した際、既に申請地及び申請地周辺は山林化しており、農地への復元は困難であり、その後 30 年近く森林の状態が続いており現在に至っております。つきましては、非農地証明の基準であるその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものに該当するため、非農地証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 18 号議案非農地証明については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 19 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 27 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月は、地区都田、整理番号 7 番の 1 件です。それではご説明いたします。地区都田、整理番号 7 番、納税猶予の適用を受けている特例農地は、北区都田町 [REDACTED] です。被相続人は、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に亡くなられた、[REDACTED]。相続人は、北区都田町にお住いの、子の [REDACTED]、72 歳です。特例農地の面積は、申告時は 10,338 m<sup>2</sup>、現在は 9,178 m<sup>2</sup> です。面積の減少は、一部を分筆し分家住宅へ転用したことと、土

鈴木智 地改良法による換地処分を受けたことによるものです。転用部分については、その分の相続税を納税しておりますが、換地処分については、従前地から担保を付け替えることにより、納税することなく引き継ぎ制度の適用を受けております。3月3日に現地調査を実施しました。その結果、特例を受けている4筆のうち、1筆はミカンが、別の1筆は水稻が耕作されていました。しかし、残りの2筆につきましては、耕作がされておらず、雑草が繁茂しているなど管理もされていないため、荒廃地として税務署へ報告いたします。なお、税務署では、農業委員会からの報告を受けた後、現地確認や相続人への聞き取りなどの調査を行い、相続税の徵収や免除について税務署が最終的に判断します。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第19号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第20号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案29ページをご覧ください。  
( 議案の表紙を読み上げる )

富永 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。令和元年度第12回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和2年3月19日となります。2枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表をご覧ください。合計742筆、576,702.56m<sup>2</sup>の内訳でございます。今月は、笠井地区での50筆をはじめとして、計29地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから43ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、45ページから99ページは農地利用集積円滑化事業によるもの、101ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。1ページの1番、2番をご覧ください。██████████です。平成30年10月に設立した会社で、しいたけ栽培を行っている北区大原町の農家、██████████を中心として今後法人として本格的に農業を行い、規模を拡大していくために今回の申請に至りました。北区大原町██████████、合計1,385m<sup>2</sup>を借り受け、しいたけの栽培を予定しております。

次に、9ページの1番から3番をご覧ください。██████████です。以前から農業に興味を持っており、担い手として地元の農業に貢献したいという気持ちから、東区白鳥町の██████████のところで研修を行い今回の申請に至りました。東区白鳥町██████████、計4,060m<sup>2</sup>を借り受けて水稻の栽培を予定しております。

富 永 次に、9ページの4番から7番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] です。今まで飲食業で働く中で食材に興味を持ち、自身で生産したい気持ちが強くなりました。南区福島町の [REDACTED] のもとで研修を行い今回の申請に至りました。南区江之島町 [REDACTED] 、計3,958m<sup>2</sup>を借り受けてエシャレット、冬瓜の栽培を予定しております。

次に、45ページの1番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] です。知人の勧めで農業を経験したことで、農業への関心が高まり、西区馬郡町の [REDACTED] のもとで研修を行い今回の申請に至りました。西区篠原町 [REDACTED] 、計8,302m<sup>2</sup>を借り受けて玉葱の栽培を予定しております。

次に、47ページの1番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] です。とびあふあ一夢で農業研修を行い、自分で営農していきたい気持ちから今回の申請に至りました。西区篠原町 [REDACTED] 、計3,933m<sup>2</sup>を借り受けて玉葱の栽培を予定しております。

次に、51ページの2番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] です。とびあふあ一夢で農業研修を行い、自分で営農していきたい気持ちから今回の申請に至りました。西区篠原町 [REDACTED] 、計6,539m<sup>2</sup>を借り受けて玉葱の栽培を予定しております。

次に、67ページの1番をご覧ください。新規就農の [REDACTED] です。農地所有適格法人である [REDACTED] の従業員として農業の経験を積み、独立して営農したいという気持ちから回の申請に至りました。中区花川町 [REDACTED] 、6,277m<sup>2</sup>を借り受けてキャベツ等の栽培を予定しております。

次に、23ページ1番から43ページ290番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が290筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載しております。

それでは、内容についてご説明いたします。本件は、県の農業振興公社が浜北区、東区内の水田、東区豊町 [REDACTED] 、計246,083m<sup>2</sup>を160名の農地所有者から借受け機構のルールに基づき、同地区内で営農している農業者17名に配分を予定するものです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

最後にご連絡ですが、法律の改正により今回の利用権設定をもちまして農協を介した転貸である円滑化事業が終了になります。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
( 質疑なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第20号議案農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 今月の報告事項については、議案 31 ページに記載のとおりでございます。報告事項については以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願ひいたします。

( 意見なし )

議長 ございませんようでしたら、小杉委員から活動に関する報告があると伺っております。それでは、小杉委員お願ひいたします。

小杉 浜名・北浜地区における農業委員会と認定農業者協議会の取組みについて

議長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願ひします。

局長 農林水産部門が行う新型コロナウイルス感染症対策事業について

鈴木智 今後の会議予定

第4回 農業委員会 総会

令和2年4月15日（水）午後1時30分から

場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第3回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時05分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和2年3月16日

会長 松島 好則

委員 伊藤 安子

委員 小柳 守弘